

令和8年度 山形県・山形市 屋外広告物講習会 開催要項

この講習会は、山形県屋外広告物条例及び山形市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を得ることを目的に行うものです。

講習会の受講修了者は、条例で定める「業務主任者※¹」や「屋外広告物の点検実施者（一定の資格※²を有する方に限る）」になることができますので、必要に応じて受講をお願いします。

- ※1 山形県内で屋外広告業を営む場合は、条例の規定により、その営業所ごとに、屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある者を選任することが義務付けられています。
- ※2 一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、特殊電気工事資格者（それぞれの資格毎に、点検可能な屋外広告物の種類が異なります。詳細は別紙をご覧ください。）

1. 開催日

令和8年8月27日（木）

2. 開催場所

山形県自治会館 4階 401会議室（山形市松波 4-1-15）

3. 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の安全管理に関する事項
- (4) 屋外広告物の施工に関する事項

4. 日程・講習内容の詳細

「令和8年度 山形県・山形市 屋外広告物講習会 日程表」のとおり。

5. 定員

40名程度（先着順）

6. 申込方法

「屋外広告物講習会受講申込書」(以下「受講申込書」という。)に次のものを貼付のうえ、「12 申込み・問合せ先」に、郵送または持参して提出してください。

- (1) 講習手数料として「山形県証紙※」4,000 円分
- (2) 受講者のカラー写真

※ 「山形県証紙」の販売場所は、検索サイトで「山形県証紙」と入力し、ご確認ください。

※ 県外にお住まいの方や販売場所で購入することが困難な方は、郵送により購入することができます。その場合は、現金書留に次のものを同封し、「地方職員共済組合山形県支部」あてに直接送付してください（住所は「12 申込み・問合せ先」と同じです。返送までに1、2 週間程度の時間がかかる場合がありますので、余裕をもって送付してください。）

(1) 現金 4,000 円

(2) 返信先の住所、氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒

(3) 山形県収入証紙購入申込書（山形県 HP の「郵送による購入の御案内」よりダウンロード）

※ 山形県屋外広告物条例第 22 条第 4 項の規定により、一度納付した講習手数料は返金できませんので御注意ください。

7. 受講申込書の入手方法（開催要項、講習の一部免除承認申請書も同様）

- (1) 山形県ホームページからダウンロード（次表のいずれかの方法で検索してください。）

検索バー	「山形県・山形市屋外広告物講習会」で検索
ホームページアドレス	https://www.pref.yamagata.jp/180019/kurashi/kendo/keikan/yamagatanookugaikoukokubutu/kousyuukai.html

- (2) 郵送により入手

「12 申込み・問合せ先」までご連絡ください。追って郵送いたします。

8. 申込期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から 7 月 31 日（金）まで

※ 定員を上回る場合は、申込期間中であっても受付を締切らせていただきます。（その場合は、その旨を山形県ホームページ（前記 7(1)を参照）に掲載します。）

※ 持参する場合は、午前 9 時から午後 5 時までの間にお越しください。（土日、祝日を除く）

※ 郵送の場合は、7 月 31 日（金）までの消印日を有効とします。

9. 講習科目の一部免除

次表の資格等を有する方は「講習科目」のうち「屋外広告物の施工に関する事項」の受講が免除されます。

免除を希望する場合は「講習の一部免除承認申請書」に、有している資格等を証明する書類を添付のうえ、「受講申込書」とともに提出してください。

1	建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
2	電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
3	電気事業法第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
4	職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの

10. 必要な教材

次表の3冊が必要です。お持ちでない場合は、講習会初日の受付時に、発行元の株式会社ぎょうせいが発売しますのでお買い求めください。（受講申込書に購入数等の記載をお願いします。）

なお、既にお持ちの場合は、講習会当日に持参してください。

発行元	書籍名	受講者特価（税込）
株式会社 ぎょうせい	屋外広告の知識 法令編（第五次改訂版）	2,700円
	屋外広告の知識 デザイン編（第四次改訂版）	1,900円
	屋外広告の知識 設計・施工編（第四次改訂版）	2,500円

11. 修了証書の交付

(1) 講習科目一部免除者

必須講習科目の受講終了後に事務局より交付します。

(2) (1)以外の方

全日程終了後に事務局より交付します。

(3) 注意事項

- ① 欠席した講習科目が1つでもある場合は、修了証書を交付できません。
- ② 各講習科目について、長時間の遅刻や退席等があった場合は修了証書を交付しない場合があります。

12. 申込み・問合せ先

山形県 県土整備部 都市計画課 都市・景観まちづくり担当

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

TEL : 023-630-2660

FAX : 023-624-4755

Mail : okugaikoukoku@pref.yamagata.jp

令和 8 年度 山形県・山形市 屋外広告物講習会 日程表

日付	時間	内容（講習科目など）
8月27日(木)	9:00～9:30	受付・教材の販売
	9:30～9:40	開講式
	9:40～10:30	屋外広告物法・山形県屋外広告物条例
	10:30～10:50	山形市屋外広告物条例
	10:50～10:55	休憩（5分）
	10:55～11:15	景観法
	11:15～11:35	都市計画法
	11:35～11:55	建築基準法
	11:55～12:10	道路法
	12:10～13:00	昼休憩（50分）
	13:00～15:00	屋外広告物の表示方法に関する事項 屋外広告物の安全管理に関する事項
	15:00～15:10	休憩（10分）※講習科目の一部免除者修了
	15:10～16:40	屋外広告物の施工に関する事項
	16:40～16:55	確認考査（テスト）
16:55～	閉講式	

休憩時間含む

屋外広告物について

有資格者による点検と点検結果の提出が必要になります

近年、全国的に適切に管理されていない屋外広告物が落下又は倒壊する事故が発生しており、看板などの屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められています。

山形県及び山形市では、こうした状況を考慮し、条例の目的である公衆に対する危害の防止を実現していくため、屋外広告物について、定期的な点検を義務付けています。

点検が義務化されました

屋外広告物の表示者、設置者に対して、**広告物の劣化等の状況を点検**することが義務付けられました。許可の要・不要を問わず、下記の広告物を除く**全ての広告物が点検の対象**です。

点検の対象から除外される広告物

電力柱等利用広告（ただし、袖看板は点検対象）、はり紙、はり札等、立て看板等、広告幕、広告旗、アドバルーン、道路標識

資格を持つ者が安全点検を行う必要があります

有資格者は以下のとおりです。

	建植広告	壁面利用広告	屋上利用広告	袖看板
	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)	(うち特殊装置広告)
・屋外広告士	○	○	○	○
・日広連(※)開催の点検技能講習会修了者	(○)	(○)	(○)	(○)
・一級建築士(◆)	○	○	○	×
・二級建築士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・一級建築施工管理技士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・第一種電気工事士(◆)	×	×	×	○
・第二種電気工事士(◆)	(×)	(×)	(×)	(×)
・特種電気工事資格者(◆)	×	×	×	○
	(○)	(○)	(○)	(○)

※ 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会

◆ 上記資格を有し、なおかつ自治体が開催する屋外広告物講習会を修了していること